

## 重要文化財に指定された施設の概要

### 1. 主な重要文化財指定施設



取水堰堤<sup>えんてい</sup>

河川を堰きとめて流水を取水するために造った設備（ダム）



取水口制水門<sup>せいすいもん</sup>

河川からの取水を調整するための設備



取水口沈砂池<sup>ちんさち</sup>

河川から取水した流水に混じっている土砂を沈殿させるための設備



第1号水路橋<sup>すいりょうきょう</sup>

河川から取水した流水を発電所まで導くための水路で、河川横断部や沢横断部を通過するときに造る水路の橋



第3号水路橋



大野調整池堰堤<sup>おの調整池えんてい</sup>

電力需要に合わせた発電所運転をするため、河川から取水した流水を溜めておく設備

## 2 . 重要文化財指定施設名

### 【建造物】

- 取水堰堤<sup>えんてい</sup> 1所(大月市)
- 取水口制水門<sup>せいすいもん</sup> 1基(大月市)
- 取水口沈砂池<sup>ちんさち</sup>1所(大月市)
- 第1号隧道<sup>ずいどう</sup> 1所(大月市)
- 第1号開渠<sup>かいきよ</sup> 1所(大月市)
- 第2号隧道<sup>ずいどう</sup> 1所(大月市)
- 第1号水路橋<sup>すいろきょう</sup>1基(大月市)
- 第3号隧道<sup>ずいどう</sup> 1所(大月市)
- 第2号水路橋<sup>すいろきょう</sup>1基(大月市)
- 第4号隧道<sup>ずいどう</sup> 1所(大月市)
- 第3号水路橋<sup>すいろきょう</sup> 1基(大月市)
- 第5号隧道<sup>ずいどう</sup> 1所(大月市)
- 第4号水路橋<sup>すいろきょう</sup> 1基(大月市)
- 第6,7,8,9,10号及び11号隧道<sup>ずいどう</sup> 1所(上野原市)
- 大野調整池堰堤<sup>ちようせいちえんてい</sup> 1所(上野原市)
- 大野調整池取水口制水門<sup>ちようせいちせいすいもん</sup> 1基(上野原市)
- 大野調整池余水路<sup>ちようせいちよすいろ</sup> 1所(上野原市/大月市)
- 第12,13,14,15,16,17号及び18号隧道<sup>ずいどう</sup> 1所(上野原市)
- 水槽 1所(上野原市)
- 水槽余水路<sup>よすいろ</sup> 1所(上野原市)

### 【土地】

大野調整池敷地(上野原市)

### その他語句解説

- \* 隧道<sup>ずいどう</sup>  
河川から取水した流水を発電所まで導くための水路トンネル(山の中を通る水路)。
- \* 開渠<sup>かいきよ</sup>  
河川から取水した流水を発電所まで導くための開水路(オープン水路/主に平地等を通る水路)。
- \* 余水路<sup>よすいろ</sup>  
発電所が停止(発電所停止により流水が発電所から流れなくなる)したときなどに、取水した流水を河川に流すための水路設備。